

1 共通事項

(1) 本協議会の範囲

清須市西枇杷島地区、清須市新川地区、清須市清洲地区、北名古屋市西春地区、北名古屋市師勝地区、西春日井郡豊山地区、西春日井郡春日地区

(2) 助成対象となり得る水田等の確認方法

助成水田

水田台帳、過去の生産調整実績等

(畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積かどうか)

8月1日において、かい廃等がおこなわれていないかどうか

作付面積

実測、土地登記簿等の公的資料との照合等

通常の収穫、通常の肥培管理、水稻の作付けが行われていないこと

現地見回り(確認日:7月11日~8月15日)

(3) 生産調整実施者の確認方法

現地確認の実施または、農業共済組合から提供された情報

(4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

東海農政局地域第1課から提供された情報

(5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件の全て満たす場合における取扱い

同一ほ場において複数回栽培した場合において、重複して交付は行わない

(6) その他の共通事項

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

(単位:円)

		都道府県協議会 からの配分額	活 用 額				
			産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造 改革促進 事業	担い手集 積加算事 業
				稲作構造 改革促進 事業分	担い手集 積加算事 業		
産地づくり交付金		1,170 千円	1,170 千円				
稲作構造 改革促進 交付金	基本部分	0		0		0	0
	担い手集 積加算	0			0		0
計		1,170 千円	1,170 千円	0	0	0	0

	<p>滑化要領」という。)第1の2の(2)の規定により主食用等水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象者となりうる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が定めている助成水田において、権原に基づいて作物作付けを実施している農業者。又は全作業受託等により作物作付けに係る作業を実施している実際の耕作者。ただし、実際の耕作を行っている農業者に支払う場合、次のア及びイの全てを満たす場合とする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 実際の耕作者が、当該助成水田に係る権原を有する農業者等からあらかじめ全作業受託を受けていること。 イ 実際の耕作者が本事業の助成金を受け取ることについて、権原を有する農業者等と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。 <p>対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における景観の形成に寄与するものとして、地域水田農業ビジョンに記載してある地域協議会が指定した景観形成作物(コスモス、ひまわり、れんげ)であること。 <p>その他の要件</p> <p>当該年度に水稲の作付け(生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。)を行わない水田に景観形成作物が作付けされていること。</p> <p>通常の栽培管理が行われていること。</p> <p>景観形成作物が、同一年度内に複数回栽培された場合は、そのうち一回を本助成の対象とする。実施要領第6の2の(1)に規定されている実際の耕作を行っている農業者等。</p>
<p>確認方法</p>	<p>作付面積の確認</p> <p>実測、土地登記簿等の公的資料との照合等</p> <p>通常の栽培管理が行われていること。及び主食用水稲の作付けが行われていないことの確認</p> <p>現地見回り(確認日:コスモス、ひまわり 7月11日~8月15日 れんげ4月1日~4月10日及び7月11日~8月15日)</p> <p>水稲の作付けが行われていないことを現地見回りで確認(確認日:7月11日~8月15日)</p> <p>その他の確認</p> <p>全作業受託等の場合、受委託契約書の写し</p>

助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	10アール当たり10,000円以内。
単価調整の方法	交付申請額の合計が、国からの交付額を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。 調整後の助成単価 = 500,000円 / 交付申請額の合計額 × 10,000円

助成金の使途の名称	信長米の消費拡大・販売促進活動事業
使途の分類 (記号番号)	283
具体的内容 [支出の項目]	本地域で栽培される米を「信長米」とし、産地のブランド化を進めるために、協議会自ら行う消費拡大、販売促進等の活動に要する経費に対して助成を行う。
効果	米の消費拡大を積極的に進めることにより、地域水田の特性を生かした作物の産地づくりを図る。また、将来的に特産化をめざすことで、多様な需要に応じた生産・販売計画が推進される。
助成要件 [支出の対象]	協議会が行った活動に対して支払いを行う。 信長米の消費拡大・販売促進活動 事務等経費：信長米の消費拡大キャンペーンに使う無料配布用の米
確認方法	事務等経費：領収書 信長米の消費拡大、販売促進活動事業計画書・実績書
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	信長米の消費拡大キャンペーン 事務等経費：無料配布用の米 $400円 \times 1,000袋(1kg) = 400,000円$
単価調整の方法	米の価格が上昇し、国からの交付額を上回る場合は、配布数量(袋数)を調整して国からの交付額以内となるようにする。

助成金の使途の名称	協議会運営費
使途の分類 (記号番号)	7D3
具体的内容	農業者等の営農計画書どおりの作付け及び適正な栽培管理が実施され

[支出の項目]	ているかどうかの現地確認を実施するために必要な旅費及び助成要件を確認するために必要な経費、地域水田農業推進協議会の運営を行うのに必要な経費等について助成を行う。
効果	協議会運営費を活用することにより、適正な助成金の交付及びビジョンの進行管理等効率的な協議会運営の執行が図られる。また、協議会の運営が円滑に行われることにより水田農業構造改革が推進される。
助成要件 [支出の対象]	謝金：助成要件の確認に係る現地案内人の謝金及び地域協議会総会出席者謝金（実行組合長会長、用水協議会会長、農業委員会会長）。 事務等経費：協議会開催に係る会場使用料・お茶代、協議会運営に必な事務用品、郵送代。
確認方法	謝金：会議開催通知、受領書。 事務等経費：領収書、会議開催通知、出席者名簿、会場使用料領収書。
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	謝金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議出席謝金 3,500円 × 13人 = 45,500円 ・ 現地見回案内 3,500円 × 20人 = 70,000円 事務等経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信運搬費：郵便切手及び郵便封筒代10,000円 ・ 会議費： 会議時お茶代20,000円 会場使用料2回 × 30,000円 ・ 備品費： 文書保管用ファイル5,000円 文書保存用F D及びU S Bメモリー30,000円 ・ 消耗品費：協議会の運営に係る一般事務用品29,500円
単価調整の方法	当初計画より実績が増加した場合は、協議会構成団体の助成金により不足分を補う。 当初計画より実績が減少した場合は、次年度に繰り越して活用する。

3 新需給調整システム定着交付金助成事業

(1) 総括表

用途の区分及び 用途の名称	作目等区分	員 数	単 価	金 額 (円)	備 考
------------------	-------	-----	-----	--------------	-----

1 大幅な超過達成に関する用途	-	-	-	-	
2 地域振興作物の振興に関する用途	-	-	-	-	
その他意欲的な生産調整に関する用途	景観形成作物	5.0ha	10,000円 /10a	500,000円	
	合計			500,000円	

(2) 用途ごとの内容

用途の名称	その他意欲的な生産調整の取組に対する用途
作物等区分	景観形成作物
具体的内容	当該年度に水田1枚を単位として水稲の作付けを行わない水田において、助成要件に適合する取組を行う農業者等に対する助成を実施する。
効果	米の生産調整を推進する上で有効であり、地域における景観の形成に寄与することができる。
助成の要件	<p>交付対象者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域協議会から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者。 ・ 作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、主食用等水稲の作付けを行っていないことが確認され、かつ、地域内の米の需給調整に支障を来さない等の判断により地域協議会長が特に認めた場合には、助成対象者となりうる。 ・ 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、主食用等水稲の作付けを行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領(平成16年4月1日付け15生産第828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。)第1の2の(2)の規定により主食用等水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象者となりうる。 ・ 国が定めている助成水田において、権原に基づいて景観形成作物を作付けしている者又は全作業受託等により景観形成作物に係る作業を実施している実際の耕作者。 <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における景観の形成に寄与するものとして、地域水田農業ビジョンに記載してある地域協議会が指定した景観形成作物(コスモス、ひまわり、れんげ)であること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該年度に水稲の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く）を行わない水田1枚を単位として作付けられており、通常の状態で作付けされていること。 ・ 本助成金は、地域協議会助成事業の交付金の交付対象となった水田において、景観形成作物が同一年度内に栽培された場合においても、重複して交付できるものとする。 ・ 地域協議会助成事業の交付金の交付対象が景観形成作物であった場合も、重複して交付できるものとする。 ・ 助成要件を満たす景観形成作物が、同一年度内に複数回栽培された場合は、そのうち一回を本助成の対象とする。
確認方法	<p>作付面積の確認 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 通常の栽培管理が行われていること。及び主食用水稲の作付けが行われていないことの確認 現地見回り（確認日：地域協議会会長が定めた月日） その他の確認 全作業受託等の場合、受委託契約書の写し</p>
助成水準 （助成額の算定方法）	10アール当たり10,000円以内
単価調整の方法	<p>愛知県水田農業構造改革事業推進協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、国からの交付額を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。</p> <p>調整後の助成単価 = 40,000 千円 / 交付申請額の合計額 × 10,000 円。</p>

4 需要量に関する情報

(1) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計		
			生産数量目標の補正
豊山町	242	242	
清須市	261	261	

北名古屋市	1,075	1,075	
春日町	178	178	
合 計		1,756	

(2) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報	第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の	
	需要量に関する情報の計	生産数量目標の補正
1,756	1,756	